## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 1月28日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 1月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機の点検期限を点検計画に基づき平成27年1月としていたが、人身災害発生に伴う作業中止により点検期間を超過することが見込まれることから、マニュアルに従い、検討・評価し点検期限を4ヶ月延長。 なお、安全確認が完了し作業再開後速やかに点検する。	GⅢ	
2	1 <del> 144</del>	中性子計装系平均出力領域モニター(C)において、「HV電源異常」警報表示の発生が認められたため、当該原因調査・修理。	GⅢ	